

三重県地域産業振興条例の一部を改正する条例案 新旧対照表  
 三重県地域産業振興条例（平成十七年三重県条例第八十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（基本理念）</p> <p>第一条 地域における産業の振興は、環境と調和のとれた産業の持続的かつ多様な発展により快適で魅力ある地域社会が実現されることを基本とし、産業に携わる者及び産業の担い手となる者の能力が十分に発揮され、自らの創意工夫、地域の特性を生かした活動及び地域間の連携が助長されることにより、地域における各々の産業の基盤の強化が図られることを旨として、行われなければならない。</p> <p>（県の責務）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>2 県は、地域における産業の振興に関する施策を実施するに当たっては、国、他の地方公共団体、産業に携わる者、教育機関、研究機関、地域住民等との相互の緊密な連携協力を努めなければならない。</p> <p>（基本方針）</p> <p>第五条 県は、次に掲げる産業の振興に係る基本方針に基づき、地域における産業の振興に関する施策を実施するものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 情報通信技術の活用、産業の高付加価値化、経営の革新及び新たな産業の創出を促進すること。</p> <p>三〇五 （略）</p>	<p>（基本理念）</p> <p>第一条 地域における産業の振興は、環境と調和のとれた産業の持続的かつ多様な発展により快適で魅力ある地域社会が実現されることを基本とし、産業に携わる者及び産業の担い手となる者の能力が十分に発揮され、自らの創意工夫及び地域の特性を生かした活動が助長されることにより、地域における各々の産業の基盤の強化が図られることを旨として、行われなければならない。</p> <p>（県の責務）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>2 県は、地域における産業の振興に関する施策を実施するに当たっては、国、他の地方公共団体、産業に携わる者、研究機関、地域住民等との相互の緊密な連携協力を努めなければならない。</p> <p>（基本方針）</p> <p>第五条 県は、次に掲げる産業の振興に係る基本方針に基づき、地域における産業の振興に関する施策を実施するものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 産業の高付加価値化、経営の革新及び新たな産業の創出を促進すること。</p> <p>三〇五 （略）</p>

六 安全で安心な農林水産物及び製品等の生産及び流通を促進すること。

七・八 (略)

九 国際的視点に立った産業活動を促進すること。

2・3 (略)

(地域の特性に応じた産業の振興)

第六条 県は、前条の基本方針を勘案し、県内の各地域の特性に応じた産業の振興を、地域別に、効果的かつ計画的に推進するよう努めなければならない。この場合において、県は、地域の住民、市町、産業に携わる者等との協働及びこれらの者の意見の施策への反映に努めるものとする。

附則

1 (略)

2 この条例の規定については、経済的社会的環境の変化及びこの条例の施行の状況を勘案して必要があると認められるときは、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

六 安全で安心な農林水産物及び製品等の生産を促進すること。

七・八 (略)

【新設】

2・3 (略)

(地域の特性に応じた産業の振興)

第六条 県は、前条の基本方針を勘案し、県内の各地域の特性に応じた産業の振興を、地域別に、効果的かつ計画的に推進するよう努めなければならない。この場合において、県は、地域の住民、市町、産業に携わる者等との協働に努めるものとする。

附則

1 (略)

2 この条例の規定については、この条例の施行後五年を目途として、この条例の施行の状況を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。